

第6回東京都北区資源循環推進審議会 議事録

日時：平成25年6月19日（水） 14:00～16:00

場所：北区役所第1庁舎 4階 第二委員会室

出席者：

委員	山谷委員、上遠野委員、榎本委員、青木委員、本田委員、石川委員、五十嵐委員、大久保委員、増橋委員、堀江委員、牧元委員、齋藤委員、山口委員、尾花委員、鰐淵委員、斉藤委員、依田委員
北区側出席者	宮内生活環境部長、根本リサイクル清掃課長、銭場北区清掃事務所長

〔議題〕

1. 東京二十三区清掃一部事務組合の分担金について
2. 戸別収集の地域拡大について（その2）
3. 家庭ごみの有料化について（その2）
4. その他

〔議事〕

○事務局：生活環境部長

ただ今から、平成25年度第6回東京都北区資源循環推進審議会を開催いたします。

今回、北区議会の役職の変更に伴い、新しく4名の委員が就任されましたのでご紹介申し上げます。榎本はじめ委員です。青木博子委員です。本田正則委員です。石川小枝委員です。どうぞよろしくお願い致します。なお、委嘱状は、席上にお配りしておりますのでご確認ください。また、松波委員、竹腰委員は欠席のご連絡をいただいております。

本日の配布資料でございますが、あらかじめお送りさせていただいた資料の資料6に誤りがございましたので、大変申し訳ありませんが差し替え分を席上にお配りさせていただきました。また、新しい審議委員名簿もあわせてお配りしております。ご確認のほど、よろしくお願い致します。

なお、委員の皆様が発言する際には、マイクをお使いいただき、混線防止のため発言が終わりましたら必ずマイクのスイッチをお切りくださるようお願いいたします。

それでは、会長さんにご挨拶をいただき、これからの会議の進行をよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、会議を進行させていただきます。議題の「1 東京二十三区清掃一部事務組合の分担金について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局：リサイクル清掃課長

資料1をご覧ください。これは23区がごみ量に応じて分担している金額でございます。ちなみに北区は24年度の分担金は約15億ほどの分担金を拠出しております。そのなかで様々な事業を展開しています。右の方に施設配置図がございますが、清掃工場それ自体は21か所ございますが、現在稼働しているのは19か所ということで、また清掃工場の無い区もございますので共同処理をしているところがございます。それでは1頁戻ってもらいまして、改めて分担金のご説明を申し上げます。

分担金につきましては、清掃工場の運営経費が23区で分担してそのごみ量の割合で負担しています。

ごみ量の割合ですが、なかなか難しいのですが基本的にはごみの推移とともに減るのですが、清掃工場の建て替えが出てきますので必ずしもごみの減少にあわせて分担金の総額が減るものではございません。

それで23区で分担していますので、1区のみがごみを減らせばその区の手当金は減少するのですが、全部の区が同じような率でごみを減らせば分担金の金額は変わらないということになっています。例の中で1万円を分担する場合がございますが、一番左がA区B区C区の中でそれぞれ30トン、20トン、50トンとすればそれぞれが下の表にありますように3000円、2000円、5000円の手当なんですけど、真中のA区のみが30トンから21トンに減らせばA区は21トンですがB区は20トン、C区は50トンということで金額がかかります。申し訳ないのですが数字の訂正をお願いしたいのですが、21トンのとなりの数字が22%となっていますが、23%に変えて下さい。その下の20トンの隣の数字が23%になっていますが、これを22%に変えていただきたいと思っております。数字が逆転していました。

それを矢印の方向に見ていきますと、これも逆転しております、2200円と22%、その下の数字が2300円と23%、これが逆転したものが正しい数字ですので申し訳ないのですが訂正をお願い致します。

そうしますと、A区は3000円から2300円に代わるんですが、B区はごみが減っていないので2000円から2200円にあがって、C区は5000円から5500円にあがるということで、1区のみがやれば分担金は他の区に割り振られるのですが、ごみが変わらないとこのようになります。右の方の棒グラフは全区が30%減量した場合ということでA区は30トンから21トン、B区は20トンから14トン、C区は50トンから35トンということで、ここも申し訳ないのですが21トンの隣が20%となっていますが30%へ、14トンの隣も30%を20%へ訂正をお願い致します。全部の区が同率30%減量すると下の矢印にありますように金額は3000円、2000円、5000円合計1万円となります。真中の図のように1つの区のみが頑張れば当然いいのですが、他の区も頑張らせて同じような減量になってくると分担金としての額は率が変わらないので金額も変わらないということになっております。

ひとつはごみは相対的には減っているのですが、清掃工場の建て替えの費用が入っているので、必ずしもすぐに減額にはならない、ということと、23区で分担していますので1つの区のみが頑張ればそれは非常に影響しますが他の区も同じように頑張ってくると相対的なものとして負担金は変わらないという形になります。これが23区でやっている清掃一部事務組合のお金の仕組みです。非常に複雑ですけどもざっとこのような形の中で説明していますので、ごみの量と分担金の額が必ずしもすぐにはリンクしないということだけをご理解願いたいと思っております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。一組の手当金について説明していただきましたけれども、皆様の方で何かご意見やご質問などございましたらお願い致します。では○○委員さんお願い致します。

○委員

一部組合の手当金については分かりました。清掃工場の手当金とは別に清掃工場の設置区に対して、清掃工場を設置していない区がごみを搬入する場合に分量につきいくらかという、清掃工場を設置している所に負担金というか、迷惑料というか、そういうものが発生しているという風に聞いておりますけれどもこれも一部事務組合の中に入ってしまうのか、それとも区のリサイクルの清掃のお金の中に入るのか、そこのところだけをもう一度ご説明していただきたいのですが。

○会長

では課長どうぞ。

○事務局：リサイクル清掃課長

分担金につきましては先程お話ししましたように原則ごみ量の話なんですけれども、今、〇〇委員がおっしゃったように清掃負担の公平ということで清掃工場の無い区もあるので、ある区が例えば江東区さんは非常に大きいものがございますので、数年前から清掃負担の公平ということで一部無い区がある区の方にお金を払うような形でなっています。全体で3億円くらいのお金が出たり入ったりしますが、北区は清掃工場がありまして清掃工場の一定の能力よりも受け入れていますのでお金をもらっていませんけれども、金額的にはそこも含めての分担金に入っております。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

そうすると北区清掃工場の中の一部組合の分担金の中に、清掃工場を抱えている北区の負担としての金額というのは全体で先程3億円というお話でしたけれども、北区としてはこの中に入っているのです、先程北区は15億円が分担金だというご説明でしたけれども、この中にそれが含まれるという考え方でよろしいのでしょうか。

○会長

課長どうぞ。

○事務局：リサイクル清掃課長

先程の清掃の負担の話につきましては北区は清掃工場を持っており、清掃工場の一定の能力以上に受け入れていますので、金額的には約2000万ほど負担という中で他の区からももらっています。本来のごみの量からいくと2000万分減っているという理解の仕方だと思います。いずれにしてもこの中に入っているのです、通常ならこれに2000万足したものが本来の負担なんだろうけれども2000万が別の形で入ってきますので2000万下がっているということです。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

そのところがいつも分担金のところで分かりにくい部分だなと毎回思っていたものですから今回も伺いました。2000万円受け入れている他区からお金を負担していただいているという、この2000万円が15億の中に入っているという考え方でいいわけですね。

○会長

はい。トン1500円の調整金額になっていますね。他に何か。はい、〇〇委員どうぞ。

○委員

只今の負担金で、一番下の表の右側で全部が同じ割合でごみを減らすとしても分担金は変わらないというご説明なんですけれども、仕組みがちょっと理解できなかったのですが、極端に言えば全区が90%ごみを減らしても負担金は変わらないという考え方でよろしいのでしょうか。

○事務局：リサイクル清掃課長

90%減らせば当然にごみの処理経費は変わりますけれども、率からいうと変わらないということです。今数%、もしくは1~2%ぐらい下がっていますけれども、下がった分は当然に必要な経費は下がるんですけれども、一方では清掃工場の建て替えの話もありまして一組にかかる総経費は変わらない、分担する割合が変わらないというのが正しいのだと思います。総経費は90%も下がれば100のものが50になるかもしれないし、当然のこととして元の数字が変わりますから分担金という金額は下がると思います。そこまでいけば。

○会長

はい、〇〇委員どうぞ。

○委員

可燃ごみの中で、他の区ですと廃プラスチックは燃えるごみから減らして資源化ということで一部負担金が減っていると考えているんですが、北区の場合は一応熱回収ということでやっているんですが、その場合はこの負担金の中から減っているのか、それとも燃やすごみの部類に入っているのかで減っていないのかを教えてくださいのんですが。

○事務局：リサイクル清掃課長

ごみの量につきましては工場に持ち込みされるごみの量で測っておりますので可燃で入れてますから、それは当然ごみの量にカウントされています。

○委員

他区は資源化ということですから燃えるごみのなかから減っているということで負担金は減っているということなんですね。

○事務局：リサイクル清掃課長

それだけではありませんけれども、理論的にはそのとおりです。

○委員

ありがとうございます。

○会長

よろしいですかね。分担金については、このような仕組みで、ある意味ごみ減量は早い者勝ちみたいなところがありますね。減量に後れをとると、遅れた自治体は負担比率が増えるという仕掛けになっているわけです。では次にいきましょう。2番、戸別収集の地域拡大についてその2、よろしく願い致します。

○事務局：北区清掃事務所長

それでは資料2につきまして、併せて資料3も続けて説明させていただきます。前回の審議会でご説明し、またご議論いただいた戸別収集の拡大について、前回の議論をふまえて再度ご説明をさせていただきますと思います。

まず、戸別収集の地域拡大に伴うメリットとデメリットの整理についてでございます。資料の方の上の段1のメリットというところがございますように、まずはごみの減量につながるというところが一つ大きな点です。またその後全域での安定実施が図られたのちには、ごみの減量にともないまして車両経費でありますとか人件費の減につながる可能性があるということがございます。また先程資料1のところでご説明がありました通り、北区だけがごみの減量が進んだ場合には清掃一組の分担金の減額につながるという点があると。また4番目としまして事業系ごみと家庭系のごみの区分が明確になると。ということで有料ごみ処理券が適正に貼付されるというのが考えられるというのが大きなメリットな点かと思っております。また一方デメリットとしましては前回でも経費の数字としてプラス2億円という数字を試算していたところですが、やはり戸別収集の地域拡大に伴いましては作業能率が低下しますので必要な車両の経費、また人権費の増額が必要になるというのがデメリットとしては考えられるのではないかとというのが、北区におきましては滝野川、他の自治体におきましては品川区あるいは台東区から想定されるものとして挙げさせていただいております。

また2番目では、今回アンケート調査を実施したその自由意見欄を少しまとめたもので、賛成する理由、そして反対する理由をまとめさせていただきました。主な内容を紹介しますと、まず賛成意見とし

ては高齢者あるいは障害者などへの利便性の向上につながると。また、ごみの分別や意識向上それによりますごみの減量効果、収集所付近の方への負担軽減が意見としては多かったというところがございます。また、反対意見の大きなところでは収集経費が増えること、後は狭い道路への収集作業への困難性が出てくるのではないかと、あるいは建物ごとが対象になってきますので戸建のみが玄関前収集になる、あるいはプライバシーへの侵害が危惧されるなどといったところが主な反対の理由になっているというところがございます。なお、前回も口頭でご説明しましたが高齢者障害者等のごみ出しの困難な方については訪問収集などで現在でも王子赤羽地区におきましても実施をしているところがございます。また狭小路地の収集におきましても前回の資料で写真のほうで収集の様子をご紹介しておりましたが、車が入っていけない路地については手製の台車を活用するなどして、人の力を活用して収集を工夫して行っているというところがございます。そういった意味では収集作業効率は落ちますが、人員の増員、あるいは収集車等の機材の増によりまして、対応については可能というふうになっております。以降、この自由意見につきまして資料の方に載せさせていただいておりますので個別の意見については後ほど高覧をいただければと思います。

引き続きまして資料3の方をご説明させていただきたいと思います。資料3につきましては戸別収集の地域を拡大した場合の収集方法についてまとめさせていただいたところがございます。まず1番の参考といたしましては、すでに23区で実施しています北区の滝野川地区と品川区、そして本年度より部分実施して全域に拡大する予定であります台東区のそれぞれの収集方法の比較表を掲載させていただいております。それぞれいずれの地域におきましても、戸別収集につきましては可燃不燃についてはすべて戸別収集を行っているというところが共通な点、また戸別収集につきましては※で注釈がありますように、建物ごとの収集ということですので戸建は戸建ごと、集合住宅は集合住宅ごとに収集をしているということが共通でございます。また、表の一番下の資源のびん、缶、ペットボトルこちらについては名称が区によって若干違うのでかつ書きも含めて記載させていただいておりますけれども、ステーション、あるいは集積所での回収、これを行っているのが共通しているところです。一つだけ異なっているのが北区の滝野川地区におきましては資源の中の古紙につきましては行政回収として戸別収集を実施しておりまして、品川、台東区につきましてはステーションあるいは集積所にての回収というのが中心に行われているところがございます。また北区におきましての資源、古紙の個別回収の前に集団回収という表現がありますけれども区としては進めている、行政回収ではございませんがそういった収集も行っているというところの表になっているところがございます。

それらの点を考慮しまして2番としまして、収集方法の考え方について整理をさせていただいております。まず収集方法の考え方ですけれども戸別収集を拡大する際には可燃ごみ不燃ごみについては戸別収集を基本に実施していくのがよろしいのではないかとという点、また戸別収集につきましては先程ご説明しましたように建物ごと、戸建あるいは集合住宅ごとのごみの収集という考えを行っていくのがいいのではないかとというところがございます。また、資源のうち古紙については集団回収、こういったものを推進するとともに行政回収の部分におきましては台東区、あるいは品川区のように一定の集積所、ステーション回収を活用した回収がいいのではないかとというような点。また、併せまして資源のうちびん・缶・ペットボトルについても同様の回収がいいのではないかとというような考え方でございます。これらの収集方法によりまして例えば可燃ごみについてはやはり分別の徹底が進んで紙類等の資源等の資源化が進む、あるいはごみ量の減量につながるということが期待できるのではないかと。また不燃ごみについても同様で分別の徹底が進みましてびん、缶の資源が資源化される、あるいは不燃ごみ自体の量が減少するのではないかと。更に資源のうちの古紙につきましては、こちらでも可不燃の分別が進むと。また

資源回収量が増加したり、リサイクル意識の向上、あるいは資源の持ち去り防止対策にもつながっていくのではないかと。また集団回収につきましては町会自治会等の実施団体への報奨金が増えることなどが予想されるのではないかと。なお、資源のうちの古紙につきましては戸別収集による分別といったものはあまり期待できないのではないかとというようなことが考えられるので、今後の資源の古紙についてはこういった集積所・ステーション等の活用がいいのではないかとというのが資料3についてのご説明でございます。説明は以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。只今の戸別収集についてのご説明ですけれども、何かご質問やご意見ございましたらよろしくお願い致します。はい、〇〇委員さん。

○委員

はい、新しく委員になりましたので滝野川地区の戸別収集が始まった経緯というものを教えていただきたい。ちょうど今選挙でございまして、自転車や車などで走っておりますと、軽自動車でも入っていけない所があるんですね。そういうところへごみを収集しに行くということはやっぱり大変な苦労があると思います。そうやって見ますと十条の地域とかは木造密集地域などがあって、そういったところにも意外と入っていけないところがあって、なぜ最初に滝野川が選ばれたのか、というところを知りたいものですから。教えてください。

○事務局：北区清掃事務所長

まず、滝野川地区でモデルという形で始まったということでございますけれども、構想自体は東京都の時代からあったという風に聞いております。実際の実施は移管があった平成12年以降ということで12年の7月から実施をしております。具体的には当時、集積所の分別が不十分で、ポイ捨てであるとか集積所の放火などの事例もあったなかで、この滝野川地区についてまずモデルで実施をしていきましょようと話になったというのがひとつ大きなところでございます。また今委員の方からお話がありましたように、非常に狭小な地域で集積所を抱えておりますので、その中では当時からやはり台車の話もありましたし、小さなダンプ車といったものもすでにそれなりに配置をしてやっていたということで戸別収集につながりやすい作業環境にあったということで、まずこちらのほうから始まったというのが経緯でございます。

○会長

どうぞ。

○委員

今ですね、他区との比較で北区も滝野川でやっているからひとつ比較ができるんですけども、この地域はこの地域なりに発展した形があると思うんですね、それを単純に十条や赤羽に、とくに北区は南北に長くて崖地がありまして、それに低地と高台とに分かれますから収集する側として、滝野川がやっているから王子赤羽でもやれるんだとか、やってほしいという声ではなく具体的にできるのかできないのかということをもう少し考えていきたいという風に今の説明を受けて思いました。滝野川の地域が最初に始まったということはひとつそういったベースがあったということですから、私がもう一つ考えたのは田端の地域で、ワンルームマンションがたくさん建って、ワンルームマンションに住んでいる方がごみ出しが悪いということで、投機的な流れもあってたくさんのマンションが建った。そうすると今後十条の地域でワンルームマンションがたくさん建った場合にはそういうような対応もせざるを得ないのかなという風にも感じていますから、滝野川と王子地域や十条地域を比べた時に、十条地域は滝野川よりももっと前の段階にあるのではないかなというふう感じた次第です。

○会長

今、〇〇委員からご意見ありましたけれども、特に事務局からご意見を求めるというような趣旨ですか。

○委員

求めるとすれば、これから道路や何かが整備されていきます。83号線や73号線とか。そういった場所でのマンションの建ち方ですとかそういったものも見通さないと単純に始められる問題ではないのかなと感じました。と思いますが。

○会長

所長さん、じゃあお願いします。

○事務局：北区清掃事務所長

今委員の方からお話がありましたように、やはり北区というのは土地の形状も特徴的ですし、先程申し上げたように滝野川地域でも軽のダンプ車を導入してやっていたり、あるいは大きな道については通常の小型プレス車を中心にやっていたり、大きな団地については大きなダンプ車ということで23区の中でも車を含めて機材を非常に工夫して多種多様なものを効率よく配置しているというところですよ。

今委員がおっしゃったように町が変わっていく中では、やはりそういった機材も工夫して可能な限り効率的にサービスを高めていくという視点は非常に大事だという風に思っています。戸別収集の拡大うんぬんとは別に、一緒に常に検討していくべきだとは私も思っております。

○会長

〇〇委員どうぞ。

○委員

〇〇と申します。確認なんですけれども戸別収集に向けてのメリットで、まず最初にごみの減量ということが挙げられておりますけれども、実際滝野川地区でもごみの減量がどの程度になったのか。数字的に分かりますでしょうか。それとやはり戸別収集は有料化に向けての一つの方法ではないかと思いますので、実際に実施している滝野川では賛成の方が多くて、経験のない地域ではあまり賛成してないという傾向がみられるのですけれどもその辺に関する対策をどのようにお考えなのでしょうか。

○会長

では所長さんお願い致します。

○事務局：北区清掃事務所長

もし前回の資料をお持ちであれば、前回の資料でちょうど滝野川地区におけますごみ量の推移ということで11年からの傾向ということで、戸別収集による減少部分とリサイクル意識の向上、ごみの減量ということで減っている部分両方あるので、そこはなかなかどちらがどうかと言い切れないかと思いますが、この間ごみ量については一定程度減っていると。ただ滝野川と王子、赤羽を比較するとポイント的には1ポイント程度の差ですので、それをどこまで戸別収集の要因で減っているかというのはなかなか数字の読み方としては難しいのかなというところが一点でございます。また後段の方でご紹介があった滝野川地区については賛成の方が多い、また王子・赤羽についてはまた戸別収集までいかななくてもよいのではないかとアンケート調査結果が今回出たというのは、これも前回若干お話ありましたように、やはり集積所が自分の家の近くにある方は自分の家の前に出したいと、集積所が遠い人は自分の家の前にといいよりは一定決まったところがあった方がよいという思いもあるのではないかと話もさせていただいたように、これもなかなか解釈が難しいのですが、現状維持という考えの方が意外と多いという分析ができるのかなと思っております。

○会長

そうですね、他の自治体でもある程度、数%程度のごみの減量効果は出ていると。それがずっと長期的に続くかどうかは別としまして、前後で比較すると確かに減量効果は出ているようですね。では○○委員。

○委員

すみません、今この調査結果のご説明があったものですから関連してお伺いしてよろしいですか。私もこの調査概要を見させていただきましたが、回収率が 53.5%で高齢者の方が回答数が多いと言うことで、若い一番肝心な方々からのご意見というものがあまり反映されていないかなという風に思ったのと、あとそれから今ありましたように赤羽・王子地域ではかなりの7割の方が今の集団集積所での回収がよいという回答になっているんですけども、これは集積所に出している方々はそれでよいということなんだと思うのですが、実際に集積所を提供しているお宅のご意見というのがこの中にどこまで反映されているのかな、アンケートの調査項目の中には自宅もしくは自分の敷地というか角を集積所に提供しているかという調査項目が無いものですから、その場所を提供している方々の一番困っている問題というのが、なかなかこの70%の中には含まれていないというところをしっかりと念頭に入れて考えなくてはいけない、70%の人が集積所は今ままでよいと言っているわけではないというところをしっかりと確認をしておかないといけないのかなと思ったわけです。その辺について集積所を提供している方々の問題というのがこのアンケート個別のものを見ると、様々な意見としては出ていると思うのですが、それが数としては反映されていないということについて、事務局はどのように認識されていますでしょうか。

○事務局：リサイクル清掃課長

アンケートにつきましては、今回の質問事項がごみの減量化の具体策と言うことですので、有効だと考えられることについてご意見伺うということなので、戸別収集についてどうするかという視点だけで見ているわけではないので、数値的にはどうしても拾えない部分もあるのですが、それをカバーする面では自由意見など皆さん方の現場で抱えている声等もありますので、そういう中で戸別収集については必ずしも数値だけではなくて実態に合わせたものを見て行かなくてはいけないというのはごもっともですし、我々も日々業務の中で集積所を管理している方、資源の話もそうですが非常に管理が大変だし、高齢化の話もあり、また出し方も悪いという話ですので、もしも戸別収集をやるという話になった場合、もう少し深掘りしないと全域的にという話についてはなかなか難しい話が出てくるのかなと思っています。

○会長

よろしいですか。委員どうぞ。

○委員

戸別収集に関してはごみ減量の効果、高齢者対策と色々考えて、私個人的に賛成なんですけど、その上でこの会が資源循環推進審議会ということを見ると、その2億円という費用のことをどうしても考えてしまいます。継続してやっていくにはその2億円が年々かかると困ってしまう、ごみ減量が進めばその費用も変わると思うのですが、予算に関しては我々よりも行政のかたの方が、例えば2億という金額を5年続けて出しても問題ないのかということが分からないので、そこら辺で区の方のお考えを聞きたいというのが1つ。

もう1つなんですけど、滝野川地域は既に戸別も実施してしまして資源・古紙に関しても戸別収集で行っていると。今後、王子・赤羽地区も戸別にした場合はこちらに書いてある資源・古紙に関しては集団回収もしくはステーション回収で残す、滝野川は現状のまま戸別収集だとアンケートにもある平等性に

ついて欠けるということになるが、滝野川地区は当然ステーションには戻さない方向なのか、そこをもう一つお聞きしたいと思います。

○会長

いかがですか。

○事務局：リサイクル清掃課長

一点目の経費の話ですが、他の地区を見ますと当初戸別が始まる時はやはり安全率を見ているので車も若干余裕のある配置をしていますので、それが2～3年経ってくると少し効率性ということが出てきますので、若干経費は減っていますので仮に2億円かかるとなってもそれはやはり効率的な収集方法の見直しの中で対応できると思っています。

○事務局：北区清掃事務所長

あと、今回資料としてお示しをしたのは、滝野川を含めて先進的に行っている部分とメリット・デメリットを勘案したときに拡大をした場合には集団回収をやりつつ行政回収としてはステーション、集積所というのが1つの考え方として良いのではないかとというように資料としてはまとめさせて頂いたところです。ですので、これで必ず決定ということではないというのが1点と、あと現状の滝野川地区の状況を勘案すると、もう一度集積所、ステーションを作り直すということは物理的に非常に難しいということを経験しておりますので、そちらについてはなかなか元の集積所というのを直ぐに実施できるかというのはちょっと難しいなと思っています。

○委員

滝野川地区に戻すというのは当然難しい話だと解っているのですが、そうすると王子・赤羽地区も当然資源は戸別になってしまうのかなというのが個人的な意見です。

○会長

そうですね、ではまず所長さんからお願いします。

○事務局：北区清掃事務所長

先程、可燃・不燃あるいは資源のところのメリット・デメリットという中で、特に資源のうちの古紙については可燃・不燃の中にそういった物が混じって進むというのはある一定程度あると思うのですが、古紙の部分を戸別収集によって分別が進んだり減量に寄与するかというと、なかなかこの辺についてはそれほど効果は期待できないのかなという視点で、原則論として、滝野川は先行してこういった形でやっておりますけれども、一般論としては集団回収をやりつつも行政回収についてはこういった集積所を中心としたものでよいのではないかとこの考えをお示ししたものです。

○会長

はい、では〇〇委員どうぞ。

○委員

私も初めてですので、過去の記録なども読ませていただいて、ちょっと過去の記録から見てもよく解らないところが幾つかあります。というのは戸別収集ということでの減量効果というのが1つありますね、それから不法投棄ということについてよく解らないというご質問が前回か何回か前にあったと思うのですが、例えば戸別収集の効果の中で、分別しきれていない物を分別するという効果はあったのだろうかと思うのです、例えばね。それから不法投棄というと、もう少し言うと何が不法投棄なのかなというのがあるんです。例えば私も滝野川で戸別収集なんですけど、私自身はアパート暮らしです、賃貸マンションですけども。そこが戸別収集日には、そのアパートに住んでいる人のごみが、みんな出ているわけです。そうするとそこへ持ってきて捨てる人がいるわけです。そういうことについて、皆さん色々

とご意見があるわけですね、戸別収集やっているのだからそんなことする必要ないかという、出し遅れて自分の家の前は行ってしまったと、そういう人が持って来るといふのを見ていて仰る方もおいでになります。そういうこともあるんですが、全体としてはやっぱり減量化をどう進めるか、それから分別、資源化をどう進めるかというところが大事な観点だと思いますので、先程言ったようなことも含めて戸別収集のメリットの点で、例えば分別が進んだとか或いは分別の間違いだとか、それから皆さんがもう少し減量に努めるようになったとか、そういった効果は有るのか無いのか辺りを聞かせて欲しい。

それからもう一つ、北区は元々、一人当たりのごみの量が少なかった区ですよ、最近うんと進んでいる区があるのですが、そうするとやはり減少率、減少量というのは減ってきていると思うんです、進んだ結果として。それを更に進めるために何をしていくかという議論をしているわけですから、そういう中ですから逆に言うと戸別と集団の差も少ないのではないかと。北区全体で少ない中で、戸別収集をやったからとそんなに進むのかと。進むことは進むけれども、だから1%は小さいという見方はどうなのかと実は思ったんです。そういう辺りも含めて相対的あるいは全体の考え方として、進んでいる中で更に進めるというのは点ではどういうお考えがあるのか、という辺りを戸別収集の関係で聞かせていただきたい。

○事務局：北区清掃事務所長

まず、前段の方の分別ですとかそういった効果につきましては、自分のごみを自分の家の前に出すと言うところでやはりモラルですとか、分別意識或いはリサイクル意識というのは高まってきているのかなと。そんな中では分別の方もしっかりされつつあるのかな、又はされる要素になるのかなというところ。あと、実際としてはそこの中に不適切な物が混じっていた部分については、例えば出した方が特定できますので、うちで言えば「ふれあい指導」という言い方なのですが、清掃作業員が実際その方にお話して「これは可燃ごみじゃなくて不燃ごみですよ」とか「粗大ごみですよ」という指導もしやすいというメリットはありますので、そういった意味では王子・赤羽と比べて何%だとかそういったことはなかなか申し上げられないのですが、やはり分別の進捗というか効果はそれにともなっていて出てくるのかなと思っております。

また、1%の数字のところですが先程私もコメントでなかなか言い切れなかったのが、やはり数字の見方として1%というのが大きくもあり小さくもありということで、それが戸別の要素がどこまであるかというのがなかなか事務局としては表現しづらかったので、そういった表現を使わせていただきました。ただ、1%でも減少、減量効果があるのだとしたらそれは有効なのかなと言う認識です。

○委員

ということは戸別収集の場合には減少、減量効果はあると。それから分別等々で更に進む効果もあると、まあ同じことですかね。それから放火対策という言葉もさっきありましたけれども、あと高齢者の方の見守り機能みたいなものもたしか当初ありましたよね。そこを評価してたしか始まったと思うんですけども、そういった効果も戸別収集にはあるということも大事なメリットだと思いますので、きちんと捉えておく必要があると思います。

○会長

はい、では委員どうぞ。

○委員

戸別収集に反対する理由で、意見の件数は少ないですけども、やはりこれを改善することによって反対する理由が少なくなってくるということですよ。 「プライバシーの侵害への心配」というんですか、滝野川は今話に出ていましたようにもう十数年モデルとして戸別収集をやってきたわけですよ。

具体的にリサイクル課の方に苦情があったのかどうなのかということと、その次の「カラス、猫など動物対策の個人対応への不安」ですけれども、これ集積所でも同じですよ。ただ集積所では電話すれば借用できますけれども、戸別にネットを借りられるのかどうなのかということですよ。

それと集積方法の考え方についてですけれども、資源の古紙と資源びん・缶の拡大ということでごみの減量にも繋がると思うのですが、うちの地域の場合集団回収は新聞紙とダンボールと古紙ですよ。これを例えば古着なども回収の品目に入ってくれば、やっているところもあるかもしれませんが。それと資源びん・缶・ペットボトル以外に各区でステーション回収されていますよね。古布等もこの中に入ってくる事が出来ないのかという風に考えました。

○事務局：北区清掃事務所長

まず前半の部分の回答ですけれども、プライバシーの問題について今のところ滝野川地域では今のところそういったお声はほとんど聞いていないです。また、ご案内の通りカラスですとか動物対策ということでは集積所でネットの貸し出しを行っています。戸別の場合には原則として例えばポリバケツの中に入れるとか、そういった工夫をされている方もいらっしゃいますので基本的には、ネットも非常に大きいので貸し出しは現在していないというところ。そういった意味でこの反対の理由というのは、失礼な言い方ですが各個人の責任みたいな形で行われるようなことになるのではないのかという不安、というアンケート結果なのかなと思っています。

○事務局：リサイクル清掃課長

集団回収につきましては、今おっしゃったように古紙が非常にボリューム的には多いんですが、決して古布をやっていないわけではないんです。業者によりますので、ちょっと業者に相談してもらえば、物としては扱っていますので、出来ることは間違いございません。

○会長

よろしいですか。他にいかがでしょう。どうぞ〇〇委員。

○委員

資料2の「戸別収集の地域拡大に伴うメリットとデメリット」というところで、メリットで「ごみの減量に伴う車両経費・人件費の減額」逆にデメリットの方で「作業能率低下に伴う車両経費・人件費の増額」、デメリットの方は恐らく狭い地域に対する台車とかそういう関係だと思えるんですけども、逆にこれに伴うメリットで人件費というのがどれくらい減額か、ごみがどれくらい減量できるのか、それは推定値としても出していらっしゃるのですか。

○事務局：北区清掃事務所長

数字については特に。先程この間の減少率についても実績として出てくる数字でございますので、これについては単純に数字を想定するのはちょっと難しいと。ただ減量に繋がればある一定程度の量に達すれば車両経費に影響したり人件費に影響する可能性があるということで、括弧付きで全域で安定実施してそれなりに減った場合には経費が減る可能性があるということでお出ししていますので、数字はちょっと想定しておりません。

○委員

それでは逆にデメリットの方の「作業能率低下に伴う車両経費・人件費の増額」の方が極端に言ったら膨大になったら、逆に経費的には意味がなくなるんじゃないですか。デメリットの方の「車両経費・人件費」の方が大きいことになれば。逆にある程度の目処をつけておいて、メリット・デメリットを出しているんだろうと思うんですが。

○事務局：北区清掃事務所長

表記上の書きぶりでもし誤解を生じていたら失礼いたしました。前回申し上げたように作業効率ですとか、そういったもので2億円という数字を出させていただいたのが、このデメリットの部分の増額予想と。それと計算上もしかしたらマイナス要素が出てくるとすれば、引かれる部分がこの2個目に出て来る「車両経費・人件費の減額」というところですので、最終的には2億円よりも下回る可能性があるけれども、これが幾ら上回るのかということとそこまで上回る要素は無いけれども、減額の要素になるということで一項目入れていたので、金額としてはそれほど大きな金額にはならない可能性は高いのかなと思います。

○会長

戸別収集を導入したときに、有料化と一緒にやったという自治体が色々あるわけなんですけど、最近ちょっと視察をした自治体は有料化と一緒に戸別収集をやったと。この自治体の場合ですと、まあこの自治体でも経費節減の工夫をしているんですけど、この自治体の場合ですとごみ量がだいぶ減りまして、何をやったかと言いますと普通直営ですと運転手1人に収集作業の人が2人付くのですが、収集作業を1人にしまして、委託もやっているんですけど委託も直営も2人乗車体制でやっていました。恐らくそれ直営についても市の中心部は直営でやってるんですけども、それほど汗垂らして大急ぎでという感じでもないですよ。やはりごみ量が減っているというのが1つのベースになって、1人収集というのが出来ているのかなという感じがします。いずれにしても経費節減の工夫はどれもみんなやっております。可燃週3回集めているところというのはもう週2回に減らしていますし、何らかの工夫をしてということになると思います。

○○委員お願いします。

○委員

初めて委員になるのでちょっと聞かせていただきたいんですけども、ご意見のところ「ストーカー被害などが心配」というのが書いてあるんですけども、色々な犯罪がありますので心配だと思われる方も多いかと思うんですけども、そのことに対してちょっと聞かせていただけますでしょうか。

○事務局：北区清掃事務所長

先程ご説明したプライバシーの侵害、例えばごみ袋を第三者の方が開けてしまうのではないかと、それがストーカー行為に繋がるのではないかとというようなアンケートの回答かなという風に推測されるんですけども、先程申し上げたようにプライバシーの関係で清掃事務所の方にそういったご相談ですとかいったお話は今のところ聞いておりません。そういう意味では犯罪行為に繋がるようなところについては問題ではないかなと。ただ今の滝野川の戸別の中ではそういった事案にはなっていないということをございます。

○委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、ここに「戸別収集を拡大した場合の収集方法について」という資料3ありますよね、ここで北区と品川区と台東区だけ出ていますけれども都内23区であとどこかあるんですか。それ1つだけお聞きしたいんですけど。

○事務局：北区清掃事務所長

今、23区におきまして、実施しているのはその3地区です。他の20区につきましては戸別収集はまだ実施していないというところですよ。

○委員

3区だけしか戸別収集をやっていないということですよ。何か理由があるんですか。

○事務局：北区清掃事務所長

それぞれ各区の事情があらうかとは思いますが、やはり北区でご議論をさせていただいているようなメリット・デメリットそれぞれのことを考慮して、まだそこまで踏み込めない自治体というのが多いのではないかという風に考えております。

○委員

そうしますと北区だけ、北区と品川区と台東区はこれからやろうということなんでしょうけど、北区の戸別収集は滝野川だけですよね、今ね。さきほど〇〇委員の方からも話がありました不法投棄はどうかという問題もありましたよね。戸別にした場合に、そういう問題が滝野川にあるんですか無いんですか、そういうことはお分かりになっているんですか。

○事務局：北区清掃事務所 統括技能長

滝野川の方に不法投棄の問題が有るか無いかというところのご質問ですが、滝野川方面ですと私共清掃事務所では今、ごみの集積所を基本的には管理しています。そういう意味では道路上の不法投棄というところでは滝野川の方の現状としてはあるということは第一線を引きたいと思います。

○委員

結局ですね、私の住んでいるところの前が滝野川地区なんですね。こちらは王子なんです。前から北区の方に申し入れしているのですが、一向に変わらないんです。戸別、戸別で行ってくれるんならいいんですよ、やはり有料化よりも戸別にした場合にどのような状態になるのかと、いま不法投棄が非常に多いんですよ。結局それが集積所で集めるところ以外の人が不法投棄しちゃう人が多いということなんです。ですからその辺に問題があるんじゃないかなと思って今おききしたわけです。滝野川にそういう問題が無いのかなと。やっぱり不法投棄は有るんじゃないかと思うんですよ、私は。ですからここで仮に有料化、私は賛成していませんけれども有料化した場合にですよ、戸別で、他の通りすがりの不法投棄と同じなんです。ぽつと置いて行ったら判らないんですよ、外へ出ていちいち見ているわけではないですから。その辺のところも戸別にした場合は十分に検討して、戸別にするなら戸別にさせていただきたいなと思います私は。まして 23 区のうち 3 区しかやってないんですから、あと 20 区はやってないんですよ、戸別を。ですからその辺のところも考えていただければと思います、以上です。

○会長

ただ、やっていない全くゼロだということではなくて結構どこの自治体もなんですけど集積所トラブルはみんな嫌だと言うことで、しょうがないから行政として戸別をしているというような状況ですね。その辺をちょっと説明していただけないですか。

○事務局：北区清掃事務所長

今お話があったのは 23 区の先程の比較で言うと、北区であるとか品川・台東のように地域を限定して或いは全域でというような取り組みとしてはこの 3 区であると。ただ会長がおっしゃったように、その中でもなかなか集積所の状況によりまして、そこでの回収が難しい案件について本当に例外中の例外ということで収集をしている場所がゼロではないということは 23 区或いは全国的に共通化と思います。

○会長

お二人から手が挙がりましたけれども、では〇〇委員の方から先に。

○委員

〇〇委員のお話よくわかります。栄町のあんなごちゃごちゃしたところは戸別回収してくれるのに、委員のお家の広い通りのところはあそこに置いておけば持って行ってくれないのかということですよ。

○委員

以前お話ししていた、集積所を貸している家がどうかと言っていたけど、その回答が無かったですよね、今話していたんですけれども。その回答無いんですよ、やはりみんな考えているんですよ。自分の所は嫌だと。ということは不法投棄されちゃうんですよ、そうするとそれを持っていってくればよいですよ、持っていってくれないんですから。そうするとそのまま置いて行っちゃうんですよ。そうすると責任者がしょうがないから何日か預からなくてはいけないということになってしまうんですよ。

○委員

皆さんが6回も会を開いてご議論されている中で、戸別収集＝ごみ減量なんではないかということをお伺いしたいのですが、戸別収集やった結果がごみ減ではないですよ。

○会長

ではありません。排出マナーの適正化というところですね。非常に指導がしやすくなると、不適正排出者にシールを貼ってと、家の前に貼られていますからこれはもうすぐ対応せざるを得ないですよ。まあそういうことです。

○委員

それも自分で体験してわかるんです。私も滝野川ですから、独り者の時に家の前にごみを出して帰宅したらカラスがつついて私の家の玄関の前にどさっとごみが置いてあった。それはまとめて町の人が置いておいてくれたんですけれども、やはり帰ると恥ずかしい。二度とこういうことはしなくなる、ということでだんだんと守っていく、ということで最初は他の地域でやったとしても起こり得ると思うんですが、私は戸別収集＝ごみ減量ではないという風に自分では考えています。そしてごみ減量のために戸別収集反対かという、戸別収集には今度皆さんもおわかりだと思いますが、お年寄りの日常の安否の確認ですとか別のサービス、清掃とは別のサービスが付いているから不公平だということが他の地域から出ているのではないかなという風に考えているんですが、これ分けて考えないといけないんじゃないでしょうか。資源循環推進審議会では、そういうものを分けてごみ減量について考えなければいけないと思うんですけれども、そこら辺の区別、精査というものはこれまでされたんでしょうか。

○事務局：リサイクル清掃課長

議論が戸別収集をやるかどうかということに集中してしまっているんですが、あくまでも審議会の第2回目の中で個別のテーマを絞るに当たって、他の区で先行的にやっていることも含めまして、このようなテーマがごみの減量化の中の1つとしては議論の価値があるんじゃないかということの中の1つとなっています。また或いは戸別収集の話と福祉的な話については、当然最終的には高齢化の中の清掃事業ですので、それは出来ることはやりますので、ただそこがメインになってしまうと今回ご質問をさせて貰っている具体策の中では、戸別収集をやらなくてもその部分は福祉的な部分については今もやっているから、そこを拡大すればまたできる部分もありますので、やらなくてもその部分はできますよ、という部分はありますけれども、やるかやらないかという議論よりもむしろ1%でも2%でもあるんだったら他の施策と総合的にやれば北区としてはごみの減量化が更に進みますね、というようなことがこの審議会の中ではご議論いただきたいところなんです。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

会長へ要望なのですが、先程話した地域間の不平等のことについてですが、ここではごみ減量のことを、資源循環のことを考えるわけで、そういう部分で滝野川が特別に予算をつぎこんでもらって他のサ

ービスも受けている、そちらのほうがいいじゃないか、という部分の話は切り離して減量というものを考えていただきたいなあということをお願いしたいんです。

○会長

はい、その戸別収集の狙いがごみの減量そのものではないとはいいましたけれども、そのごみってなんだといいますと、いわゆる処分ごみと資源ごみと合わせたものなのか、処分ごみのみをいうものなのかと。処分ごみのみをいうとすれば、戸別収集で排出責任も明確化しますので分別がよくなるということで、これはすなわち処分ごみが減ると。処分ごみの袋の中に資源物を入れないで資源化ルートに乗せるということですので、そういう意味ではごみの減量効果もあるといっても一面差し支えないわけですよ。そのようなことですので、戸別収集と減量が全く別のものではないということをご理解いただきたいと思います。はい、どうぞ。

○委員

これをすすめていくと結果予算がかかるようになったと。ですからごみの有料の話につながっていくのは私嫌なんですね。当然この資料のようにごみの有料化に対する過去の反応は出ていますから、そういうこととは分けて、我々はどのようにごみを減量して資源のものを、紙とか鉄もそうですし、小さな非鉄金属もそうですけれども、そういったものを有効に資源内部にて活用できるかということをややんと考えなくちゃいけないということと、ごみというと資源もごみになっちゃいますので、そこをややんと分けれる別の訴えというのを区民にしていかなければいけないということと、その部分をしっかり議論しないで有料化・戸別収集というものをやりはじめるというのは私は答申をだすにしても少し怖いなという風を感じております。

○会長

はい、〇〇委員どうぞ。

○委員

私も〇〇委員と一緒にです。まず決定的に分けなきゃいけないと思うのは、戸別収集と有料化は全く別問題だということだと思います。有料化というのは本当に最後の手段で、それでごみが減らなくなったらもう減らないんじゃないかと思っています。実はここの審議会でも何回か話に出てると思うのですが、一番重要だと私が思っているのが住民への周知活動だと思います。ここの審議会でも3回話に出たのですが具体的に対策というのがまだ話し合われていない。実はこの周知活動を徹底すれば例えば戸別収集に反対する理由の中のプライバシーの侵害への危惧、カラスや猫などの動物対策、これは前もって滝野川が始めて住民の方が自然とごみ箱を用意するようにしたとか、プライバシーの侵害に対しては、住所名前が入っているようなものはシュレッダーをかけたりにして別の方にだすとか個々の処理がちゃんとできるようになりました。ところが住民への周知活動が一番難しく、アンケートの結果を見たときに僕はがっかりきたんですが、集団回収を知らないような人がまだ区民には30%以上もいる。となるとこの戸別収集を話すときに同時に進行しなきゃいけないのは周知活動のやり方だと思います。区の人でも資源の分別の仕方という冊子で案内したり、北区ニュースで案内したりしても結局はここまでだったら、じゃあ区として今後どういうことをやるのか、例えば23区では江戸川区では江戸川区のリサイクルフェスタでごみ減量とリサイクルに関してはイベント的なことをやって周知活動を徹底している。このごみ減量化が進んでいる東多摩とかではどこの市もリサイクルフェスタを年に一回はやっていると。新たな周知活動を考えていく必要があるのではないかと考えております。

○会長

はい、ありがとうございます。行政の方から委員への意見に対してありますか。

○事務局：リサイクル清掃課長

テーマを今まで生ごみから雑紙、小型家電、今回の戸別収集有料化の話もあり、また次回の8月の審議会もごさいますが、その中では今おっしゃったようなちょっと積み残しの部分もあります、効果的な啓発をどうするか、とか事業系のごみをどうするかとかもありますので、その中で少しご議論いただきたいと思っております。決して無視しているわけではない、やはり基本的には区民の皆様十分に情報が行っていない部分もあり、やはり意識の面がまだまだ足りないなというところでは、行政の啓発や情報発信がまだまだ不十分かなと思っております。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

フォローするわけではないんですが、僕は行政が不十分だと思っているわけではないんですが、全く。やっている中で前から改善が見られないので、ここで同時に話すことが大事だと思いますので次回は住民への周知活動という話ではなく、他に連動した話も必要になってくると思いますので、是非ひとつひとつ考えるのは重要だとは思いますが是非一緒に考えていただければなと思っております。

○会長

はい、副会長なにかありますか。

○副会長

ごみの減量化については取り組んでいかなければならない課題だとはここまでの議論ではっきりしている。今日の一組分担金の負担軽減という観点からもごみ減量へのインセンティブというのは確かにあるのですが、基本的にはごみを分別して資源化できるものは資源化する、処理しなければいけないものは処理しなければならない、という方向も間違いない。そういったようなことで北区モデルというのが打ち出せるかということは別にしまして、一回決めたことを後戻りしたりぶれると、せっかくいい考え方も信頼を失いますので、議論して詰められるところは徹底的に議論して、最終的には区民の皆様に分かりやすいシステムというものをお示しするということが肝心かと思っておりますので、皆様にはこの場でできるだけ議論を尽くしていただきたいと強く思います。

○会長

はい、ありがとうございました。それでは次の議題に移らせていただきたいと思います。3の家庭ごみの有料化について、議論は2回目ということでその2ということでご説明お願い致します。

○事務局：リサイクル清掃課長

それでは資料の4.5.6をまとめてご説明申し上げます。資料の4につきましては有料化につきましては検討済みの区が6区ほどございまして、それぞれの区につきましてまとめたものでございます。練馬区が一番最初にありますが、答申が一番新しいところです。24年の6月に答申しまして下線の部分が主なところで、長いのですが少々読ませていただきますと、家庭ごみの有料化については発生抑制よりリサイクルの推進を進めることと併せて、ごみ減量効果に大きく減量努力を経済的利益（排出者の負担の軽減）として享受することができ、区民の間（減量に努力するものとそうでない者との間）の費用負担の公平化にもつながる有効な制度であるとの認識に達し、導入すべき時期に来ている、という答申のまとめをしています。

3ページの資料の4-3、荒川区さんの平成23年12月の答申で下線部分を読みますと、更なるごみの減量に向けた経済的手法の一つとして、家庭ごみの有料化がありますが、本区における導入については、更なる検討が必要、となっております。

次のページ資料の4-4、葛飾区と目黒区さんですが、同じく葛飾区についても、有料化導入の検討には区民に十分な説明を行い理解と協力を得るべき、ということと、葛飾区の実情に合った有料化の制度を検討するべきだと検討してございます。目黒区も同じように、有料化に係る効果や課題について、区民と十分話し合いを行うとともに、23区全体で有料化に取り組めるよう積極的に働きかけが必要だという、つまり、一区だけやりますと、当然、他の有料化を導入していない区にごみが行ってしまうのではないかという心配ではないかと思えます。

次の豊島区ですが、家庭ごみの大幅な減量を図るため、家庭ごみの有料化導入が必要である。ただし、家庭ごみの有料化導入にあたっては、区民の理解と納得を得ることが不可欠であり、容リプラ資源回収の充実、戸別収集の実施を前提として位置づけなくてはならない。いわゆる資源として回収できるものは回収したなかで、戸別収集の意識変革したなかで最終的には有料化を考えているのではないかということでございます。

次のページの資料4-6中野区です。これは少し古いのですが、平成20年8月5日に答申を得ています。各種施策を複合的に実施することを前提に、ごみの減量の有力な手段の一つとして、家庭ごみ有料化を導入する必要があります。施策を複合的に実施することによって、有料化も他の施策も、より大きな効果が生み出せることとなります、とあります。また下の方には、消費者の購買行動の変化による環境配慮型の生活様式への誘導効果や発生抑制によるごみ減量効果があり、また負担の公平化を図ることができる家庭ごみ有料化を実施すべき、ということで、出す人と出さない人、経済的なインセンティブがごみの減量化に役立つということかと思えます。

一番後ろの北区については既にご説明していますが、20年の1月の答申のなかでは、北区における家庭ごみの有料化の検討にあたっては、区民の理解と支持をいかに得られるかが課題、となっており、次の平成21年に作り出したエコプランのなかでは様々な視点を持って課題を検討してはいかがですか、ということで今回審議会の中で有料化についても具体策のひとつとして検討していただいているところです。

次に資料5ですが、有料化しているのは多摩地区がほとんどで、前回の資料の中でも5市をご紹介します。八王子、調布市、町田市、多摩市、西東京市です。その中で人口や世帯数を示していますが、有料化と戸別収集の導入の時期はほとんどの市が戸別収集と有料化を一緒に併せてごみの減量化を図る目的で、同じ時期に始めています。多摩市のみがずれていて、平成12年に戸別収集、有料化実施が平成20年とかなり空いていますが、他の市は近いかもしくは同時期に始まっています。料金体制については見ての通りです。また、対象につきましては、可燃、不燃、粗大、一部ではプラスチックの資源回収についても有料化しているところがあります。また減免制度を実施しているところもありまして、高齢者や小さなお子さんがいる世帯などおむつをたくさん使うところは袋をあげるだとかしています。ボランティアをやっている方には減免するだとか、低所得者層に対する減免制度等があります。手数料については1リットル当たり1.8円~1.5円ほどです。また雑紙の分別についてはどこもやっておらず、やればいいかなと思っています。集団回収もやっていて、資源回収についても記載の通り細かく資源回収して、資源となるべきものが可燃や不燃ごみに入っているのを分別し、最終的に残るものに関しては経済的なインセンティブということで有料化の中でごみの減量化を図っていくという考えでございます。

資料の6ですが、訂正版をご覧ください。家庭ごみの有料化を多摩市で実施していますが、その事例を北区におきかえたものを資料作成しています。東京5市は家庭ごみ有料化、戸別収集、プラスチックの資源回収などの減量施策を実施していますが、有料化の直後で23%、導入5年目または2010年度の

平均を比べてみても 25%ということですので2割強の減量化がされています。これを北区におきかえますと、一人一日当たりのごみの推計ですが、平成 23 年度のごみ量で北区が回収している事業系、有料処理券を除いた部分でみますと、北区の家庭ごみは6万4千トン余です。それを人口で割ると、一人一日当たり 531 g となり、可燃と不燃が 20 対 1 です。可燃が 500 g、不燃が 25 g とカウントし、その中から 2 割引くと可燃が 400 g 不燃が 20 g となり合計 420 g が一日一人当たりの想定されるごみ量になります。

2 番目の、指定袋の種類、ごみ量及び価格設定ですが、一袋に入のごみの量 45ℓで考えると事業系のごみが 1ℓあたり 0.19 kg で換算していますので、約 8.5 kg が入ると考えています。袋ごとの単価は 5 市の平均手数料は 1ℓあたり 1.6 円で計算しています。裏面をご覧くださいまして、ごみ袋の種類と価格設定ですが、45ℓで 1 袋あたりのごみ量が 8.5 kg、一袋あたり 72 円となり、30ℓ、20ℓ、10ℓがそれぞれ 48 円、32 円、16 円となります。また、北区の平均世帯は平成 23 年の 4 月現在の住基台帳によりますと、平均 1.88 人います。それを平均世帯に可燃ごみ一日一人当たり 400 g をかけますと、一日 752 g、一週間で 5264 g になると算定しました。また不燃ごみについては一日 37.6 g、一週間で 263.2 g となりました。(3) になりますが、どのように排出するかというと、週当たりで見ますと 5264 g を週 2 回で出すとすると 20ℓの袋を一回ずつ使用すると仮定して、週 2 回出しますので一年を 52 週として年に 104 枚使用。不燃については 263.2 g を月 1 回でよいとし、一番小さな 10ℓを利用するとして年 12 枚、それらを計算しますと可燃ごみ 20ℓ32 円の袋を 104 枚で 3328 円、不燃ごみ 10ℓ16 円の袋を 12 枚で 192 円となり、①と②を足しまして年間の負担額が 3520 円となり、12 カ月で割るとひと月 293 円となります。仮に多摩と同じような形で北区がやろうとすればこのくらいの数字が出ることとなります。実施する、しないに関わらず、あくまで議論を深めていく過程でこのような数字を算定したところでございます。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。詳しくご説明いただきましたがいかがでしょうか。はい、○○委員どうぞ。

○委員

平成 12 年に清掃の行政が東京都から区へ移管されて一部事務組合というものができましたが、一部事務組合についてもう一度ご説明いただけますか。

○事務局：リサイクル清掃課長

先程の資料 1 の 2 枚目をご覧くださいなのですが、清掃事業を 3 つに分けて、収集事業・運搬は各区の事業、ごみの中間処理いわゆる焼却については効率化を考えて清掃一部事務組合を作って共同処理をしています。清掃工場の効率化を図り、自治法に基づいて作られた特別地方公共団体です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

皆様分かりましたか。では多摩の地域には一部事務組合はありますか。

○事務局：リサイクル清掃課長

多摩も共同処理していますので、あります。

○委員

23 区と多摩の部分でなぜ一部事務組合は一つではないのですか。

○事務局：リサイクル清掃課長

清掃の依頼が市から委託されているということと、内部的な団体の違いがあります。東京都が全体を

一体としてやっているわけではないので、市は市で独立しています。ただし、23区は東京都の内部的団
体で構成されているので市とは違いがあると理解してください。

○委員

いつまでたっても私たち23区特別区は東京都の内部団体的な組合なわけですよ。私たちが見てい
て23区一部事務組合というのは東京都から清掃を移管されてきてきたはずなのに、真中にあるんで
すよ、中二階の踊り場にあるんですよ。そのように思っています。そういうところと多摩の数字を比べ
てみて、ごみはごみですから、多摩の方のごみの出し方が23区と比べて優れているかは別にしまして、
これはひとつの参考の数字としていただきましたよね。そうすると今度は北区で有料化を始めると北区
だけで始められることなんでしょうか。

○事務局：リサイクル清掃課長

権限が区にありますので、有料化については各区で判断できます。ただ、区によっては一緒にする方
が不法投棄などの問題も隣の区に影響しないようになるかと思えます。

○委員

そうですね、ある程度足並みは揃えないといけないのかなと思います。そうなるとお隣の区、特にし
もふり商店街とか小豆沢ですとか他区と接している地域において、板橋、文京、豊島ですとか、田端に
おいては荒川区と接しておりますけれども、そういう地域で有料化の議論というのは今どのようになっ
ていますか。

○事務局：リサイクル清掃課長

国が基本的な考え方を示してしまっていて、経済的インセンティブはごみの有料化には非常大きなテーマ
として、とえています。各区ともどこもやらないとは言っている話ではないのですが、審議会を立ち
上げてやっている区もありますが、かなり温度差があるというところなんです。決して経済的インセン
ティブを否定している区は課長会のなかでも見受けられませんが、有料化をいつやるか、どういう形で議論
するかについてはまだまだ温度差があるかとは思っています。

○会長

どうぞ。

○委員

まだ答えを出す段階でもないですが、ただ、ひとつの参考として尾久という駅があります。駐輪場を
作りましたが8割が荒川区民の方が契約してとめていらっしゃる。当然他区の方ですから2倍の料金を
取ってやっているわけですが、区民がとめたいといってもとめられないわけですね。そういったことが
いろんな接している地域で起こるということであれば、やはり他区の動きも見ながら考えなければなら
ないのかなと単純に思いました。

○会長

はい、○○委員どうぞ。

○委員

有料化の試算ですか、参考ということだったんですけども、確かに市は進んでいるし、北区がこれ
に当てはまるかというごみ量は区の中でもトップということで、このとおり25%ですか、ちょっと頭
をひねります。それと答申ですが、4つ5つの区が出ていますが問題点は色々指摘されていますよね、
今後有料化についても検討しなければならないという形で終わっているところもあるし、まずやらな
ければならないのは啓発事業もそうですし、減量をやってから、ということにもなるだろうし、不法投棄
も出てくるでしょうね、他の区も一緒にやらないと。有料化についても確かに減量につながるかもしれ

ませんが、もしかしたら一過性のものになる恐れもあるし、充分このことについては討議する必要があるのではないかと思います。

○会長

はい、そうでしたら、〇〇委員どうぞ。

○委員

今様々ご意見が出ているんですが、前回の第5回の資料の最後の方に家庭ごみの有料化について23区の検討状況という資料があります。その中で全区一斉に実施したほうがよいのが11区と中ほどの資料にありますが、各区ごとに決めていくことにはなるんだとは思いますが、東京23区としてこういう有料化について例えばこの11区と意見交換したり、23区として1区だけ先行してするとするとリスクがあると思いますが、こういう検討している11区との連携だとか検討会みたいなものはないのでしょうか。

○事務局：リサイクル清掃課長

今回の審議会を立ち上げるにあたって、各区に役職はともかく、このようなことを思っているということなので、みんな一緒にするのがいいのかなとはたぶん現場としては一番思っているところです。ただ答申の話でもお分かりいただけますように、答申のレベルがかなり違うので、たぶん会合を持っても考えは一致しても国のレベルと考えが異なるので話は煮詰まるころまでは具体策まではなかなか行かないと思われます。一番新しい練馬区さんが答申をかなり細かく出ているのでそこが一番今のところは議論は進んでいます。清掃の負担についてはテーマを絞って負担の在り方についてやっていますので、うちみたいところと、あくまでテーマの一つとしてやっているところと温度差が違いますし、課長会のなかではそういう話も「うちも今度やるんだよ」みたいなことは言っていますが、なかなか有料化に向けて具体策についてやっていくというのはなかなか難しいものがあると思っています。

○会長

はい、じゃ〇〇委員。

○委員

すみません、資料4のなかでこちらを拝見してもやはり、それぞれ戸別収集とごみの有料化そしてごみの減量というものは切っても切れない状況で、区民の理解が必要だということも全て各区が全部述べています。どこが一番先にやるか、ということでそれぞれが先を譲り合っているというような気もしなくもないのですが、やはりできれば23区の担当の課長会ともしくはもう少し大きいレベル、政策というようなレベルでやはりごみの減量化・循環型資源という大きな視点も含めた検討会というものを是非持つべきではないかと思っていますので、是非そのような機会がありましたら、担当のリサイクル清掃課だけではなく、政策経営部長等も含めて23区全体の政策としてしっかりと俎上に載せていかななくてはならない時期に来ているのではないかと思います、意見として述べさせていただきます。

○委員

そのような委員のご意見に関して清掃一組課というのは活用できないのかなと思って聞いていたのですが、それはまた別のことで、私が伺いたいのは、北区はサーマルリサイクルということでペットは回収していますが、プラスチックは回収していない。そうすると有料化に進めるときに、それもお金を払って回収してもらうことになるわけで、リサイクルに回してほしいという話になるのではないかという風になるのではないかと思うのですが、そこに関してはいかがでしょうか。

○会長

実を言うと、そこが一番のポイントです。有料化をした場合、区民負担を増やしてはいけない、減量

する人の負担が増えないようにしなくてはならない。となりますとプラスチックは容積も大きいですが、重量も大きいです。これをリサイクルできるようにしておけば、区民負担を増やさずに有料化でゴミ減量することは可能になるわけです。

実際、各区の審議会答申が出ていますが、踏み込んだ検討ができたのは中野区と練馬区だけなんです。両区ともプラスチックの資源化をきちんとできているわけです。区長がやろうと思えばそして住民の合意が得られればやれるという段階なのです。この両区かどうかわかりませんが、このようなところまで行った区が増えて、どこか一区がやったというときに、うちの区は検討も何も進んでいません、というところでは検討から入りますと最低で2年はかかります。それから条例を改正できたとしてもそこからまた住民説明へ1年かかります。最低限3年はかかるんですね。

そしてそういう区はどうなるかという、先頭を切って有料化を始めた区が出たとすると、追随する区はのきなみ出てくるはずで、全く検討の進んでいない区は3年以上一億円の分担金、区民負担が増えていくという話です。したがって、私としては北区が有料化すべきだと答申で出したとしても、北区はすぐには有料化はしません。ようするにそのようなときに備えておくことは非常に重要です。そういう状況にあるということは認識しておいていただいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

はい、〇〇委員どうぞ。

〇委員

〇〇でございます。今ゴミの有料化という話が出ていますが、子供がもってきた冊子に税務課が出している冊子がありますが、北区で1000円の税金の使い方のうち、37円が清掃と環境とリサイクル対策に使われています、ということがちゃんと載っています。ということはすでにごみはもう有料なんだというふうに、実は解釈をしていたのですが、今回の有料化というのは更なる増税、という雰囲気を実は持っていました。そういう意味で増税にはどうしても説得する材料というものが必要なのかなと。そこでゴミの戸別化というのがでてきて、こんなことをするから増税ですよという雰囲気を感じておりました。そういった意味で北区に住んでおまして、北区に行政サービスを受けている身分ですから、何かしらの分担はしなくてはいけない、と日ごろから感じてはいるのですが、滝野川は戸別で王子エリアはゴミステーションで。ようは区民の皆様の考え方、自分なんかは現状で幸せに暮らせているのでいいなと実は思っていて、まとまらないのですが、1347億円の区の収入ですが、そのうちの3.7%くらいが50億円くらいがゴミ・環境に使われているので、まだ足りないくらい足りないのかはどうしてなのかなと思ったのが今日の感想でございます。

〇会長

はい、ありがとうございます。〇〇委員どうぞ。

〇委員

私は先任の〇〇委員も言っていたように、うちの会派としては有料化に関しては反対をしている立場でございます。そのなかで、先程議論があったように減量化に向けていよいよ最後の手段という言葉もありました。で、そうでない側面もあろうかと思います。実際に減量の進捗状況ですが、北区は一人当たりゴミの量が少ない方です。しかし減り方は減ってきている。少ないのだから減らすのはそれ以上は難しいだろうと。先程あったように、廃プラスチックのリサイクルが進めばまた一歩進むのかなと。分担金の話もあったように、ゴミが減っていけば分担金は減っていくと。しかし清掃工場の建て替え経費だけは減らないから、そこだけはもう固定ですよ、と。そこを固定するにしてもやっぱりゴミの減量、ただ先程の説明で分かりづらかったのは減量しても一人だけ減量が進めば分担金は減るけれども

みんなが減量が進むと分担金は減らないと。そういう話でした。その中で分担金は減らしていきたいと、全体として。それは 23 区共通の願いだと思います。それから建て替え経費はどうにもならないのかというのがありますよね、議論としては。そういうことなかで、しかしながらやはり減量は経費の問題は抜かしても進めなければならない、というのが一方ではありますよね。地球環境問題もありますから。いかに減量を進めるかということはあるかと思いますが。その減量を進める点でできてきているのは、雑紙と生ごみの水分を減らすことと、プラスチックが今改めて俎上に載っているのかなと思いますけれども、更にその他にはないのかなと。というのがひとつですね。もう一つはそういうことなかで北区は有料化しなくても進んできたんです。よその区とレベルが違うんじゃないかという気がしなくもないのですが、そのレベルの違いというのは何なのか、これについてもお聞かせをいただきたいと思いますがいかがでしょう。

○会長

私の方から少し言わせていただきますと、非常に大きな前提が分担金が減らないということがここにはありまして、実はごみが減れば分担金は減るんです。すぐ減るかどうかは別として今ごみ量は減っているんですね。その中で 3 工場建て替え、次また工場建て替えと、どんどん老朽化が進んでいるということで。これは工場が減らないということを前提にしている、ここが変わってきます。

ごみ量が例えば 2 割減ればいくつか工場がいなくなります。他自治体の話をさせていただきますと、京都・札幌では 4 工場体制でごみを処理してきていましたが、京都で 20%程度、札幌では 33%くらい、可燃ごみが減っています。従いまして 3 工場体制に改めまして、ちょうど更新しなければならない工場が両市一基ずつございまして、非常に大きな工場なんです、京都の場合で 400 億とっておりました、札幌の場合でも 370 億、建物だけですが、これに運転コストが年間 10 億ほどかかりますので、ものすごいコスト節減がこの先可能になるというような状況があります。それほど規模は大きくないですが、50 万都市の八王子、ここも 26、27%ほどごみが減っております。やはり 4 工場体制で焼却してきていたのですが、1 工場休止している状況です。その次に老朽化してくるのができますので、これを建て替える、というときにはこれを完全に廃止、この場合は 120 億くらい、運転費を入れて耐用年数で見ると 200 億もの節減が可能になっていると。一組さんでもこういう状況が必ず、ごみが減れば出てきます。

そのような状況ですので、分担金は必ず減るはずで。やや大きめに行政というのは見るところがありまして、市民目線で本当に更新が必要なのかということは厳しくチェックをした方がいいと思います。23 区のほとんどの区が有料化をしてごみが減ることになれば建て替え不要というかたちで 21 も工場はいらない、15 くらいにしましょうという話になってきます。必ずなるはずで。そうすると分担金も 400 何十億なんて金額にはなりません。ぐっと小さくなってそれぞれの区の負担金が減ってくる、こういうシナリオは現実的なんですね。今そういう岐路に立っているということなんです。以上です。課長は何かありますか。

○事務局：リサイクル清掃課長

おっしゃる通りだと思うんですが、今あるものをそのままという話は、極端に減れば理論的には十分に可能です。俎上には載ってくるテーマだと思います。

北区はびん・缶のステーション回収というのは非常に早くやっていたのですが、数字的に見ますと他の区もいろんな資源回収をやり出している、他の区から見ると減少の率は少し鈍化してしまっていて、エコプラン 2018 で決めた平成 19 年度からの 30%減だとかリサイクル率 5%アップというのは今のまま行くと計画上達成は困難だということは認識していますので、やはり少し見方も変えて新しい施策をい

れなければいけないなということで審議をお願いしている次第です。

○会長

はい、では〇〇委員からどうぞ。

○委員

今の続きなんですけど、逆に言うと、先程の議論ですが他区が北区のレベルまで下がってくると、そこから一斉に有料化すれば、更に進むということにもなりかねないんですよ。しかし私がどうしても確認をいれたいのは北区がいち早く進んだということで単にびん・缶リサイクルということだけではなくて、啓発とか一緒にものを考えるとか、地域ごとの努力がかなり大きかったなということを私は実感として持っています。有料化とかたちでのインセンティブもあるかもしれないけれども、今特に経済的にこのように厳しい状況の中で有料化ということをするよりも北区として更に減量化を進めながら、他の区にもどんどん減量化してもらわないと。今言った工場を減らすということにいかないのでね。そこのあたりの問題はやはり共有して減らしていくという方向へもっと進めていくようにさらに努力が必要かなという風に私は考えます。

○会長

はい、じゃあ〇〇委員どうぞ。

○委員

先程会長の方からプラスチックごみに対する取り組み、政策が一番ごみ有料化についての大切なポイントだと話があったのですが、行政はどのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

○会長

お願いします。

○事務局：リサイクル清掃課長

テーマの中でもプラスチックをどうするかという話はあって、かなり金額がかかって、今は重量で全てごみは換算していますので、プラスチックでいくと重量より嵩・ボリュームのほうが大きくて、回収も非常に効率が悪くてお金がかかるということです。ただし、皆様が日常的にやってくださっているように、プラスチックは非常に嵩・量が多いので、これがきちんと分別できれば1品目変わるかなと意識は持っています。これをどうするかというのはお金の話もありますが、23区の中では15、16区もすでに実施している区がありますので、北区はもう少し遅れてしまったかなと言うことですね。

ただサーマルを20年間やっているのもう一回マテリアルとかケミカルということに、リサイクルをワンランク上げようということにはもう少し特化して議論をしないとなかなか難しいかなと思っています。23区についてはプラスチックについては後ろの方になってしまったかなと思っています。

○会長

はい、議論は尽きないところではあるのですが、予定していた時間になって参りましたので議論はこの辺で閉じさせていただきまして、議題のその他に移りたいと思います。議題4をお願いします。

○事務局：リサイクル清掃課長

そのことについてですが、審議会の日程をご確認お願いしたいと思います。第7回の審議会につきましてはすでにご案内していますが、8月28日の水曜日午後2時から当委員会室で実施します。第8回については11月6日水曜日の午後2時からということで当委員会室で予定しています。何をするかということですが、個別テーマについてはだいたいご議論いただきましたので、ひとつはその他の具体策という、効率的な効果的な啓発活動だとか事業系ごみの取り扱いについて少し資料をお出しする中で議論

していただいて、併せて 11 月の 6 日は中間のまとめを考えていますので、中間のまとめに向けた素案、いわゆる少し文章化しまして、流利的なものを整理して、ご議論いただきたいと思います。第 7 回と第 8 回についてはそのようなことを考えています。

○会長

はい、ありがとうございました。繰り返しますと第 7 回審議会は 8 月 28 日午後 2 時、第 8 回の審議会は 11 月 6 日の午後 2 時、会場はこちらの場所ということでございます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。その他何か、大丈夫ですね。はい、それでは本日予定しました議題は全て終了ということでございます。ご協力ありがとうございました。

以上